

平成24年度第3回 岐阜県発達障がい児者支援連携会議 議事概要

日 時 平成25年2月8日(金) 15:00~16:30

場 所 議会棟第2面会室

出席者

構成員 (敬称略)

所属・職名	氏名
岐阜県医師会 常務理事	堀部 廉
岐阜県精神保健福祉センター 所長	丹羽 伸也
岐阜県発達支援センターのぞみ 相談係長	相羽 秀子
岐阜県立希望が丘学園(児童精神科) いかわクリニック 院長	井川 典克
岐阜市発達相談センター 所長	高木 昌子
国立大学法人岐阜大学医学部 小児病態学 臨床准教授	松井 永子
国立大学法人岐阜大学医学部 精神病理学 准教授 岐阜県立希望が丘学園(児童精神科)	高岡 健
社会福祉法人岐阜県福祉事業団 岐阜県立ひまわりの丘第一学園 園長	村瀬 都子
社会福祉法人同朋会 伊自良苑 施設長	平下 博文
日本赤十字社岐阜赤十字病院 院長	中村 重徳
岐阜県健康福祉部長	川出 達恭
岐阜県健康福祉部次長	福井 康博
岐阜県健康福祉部次長	日置 敦巳
岐阜県健康福祉部保健医療課長	木下 栄作
岐阜県健康福祉部障害福祉課長	土井 充行

陪席者

所属・職名	氏名
障害福祉課基盤整備係長	大野 陽一
障害福祉課基盤整備係主任	吉村 佳代

事務局

所属・職名	氏名
地域医療推進課総合療育推進室長	早崎 辰仁
地域医療推進課総合療育推進室総合療育推進係長	奥田 直哉
地域医療推進課総合療育推進室総合療育推進係主査	木村 学

開 会
開会あいさつ（健康福祉部長）

議 事

1 希望が丘学園再整備に係る基本設計の概要について

○資料説明

資料1 新希望が丘学園 基本設計の概要

○質疑・意見交換

- ・発達障がい児デイケアはどのような設備、形態を考えているか。
 - 現在、発達障がい支援センターのぞみにおいて実施している小集団活動（10名前後）と同規模を想定し、デイケア室の面積や仕様を計画している。
 - その他、デイケア室と一体でつながっている病棟側のデイルームや、外来エリアの心理検査室兼相談室（2室の間の間仕切りを外し、集団での利用が可能）などを、その日毎のプログラムに応じて組み合わせて利用していくことになる。
 - また、デイケア室を用いた集団での支援とは別に、個別の訓練については1階の訓練部門の作業療法室や感覚統合療法室などを用いる。

- ・外来の診察室、相談室の構成はどのようなになっているか。
 - 診察室2室、心理検査室兼相談室3室、観察室1室という構成である。うち、外来診察室の1室は、児の行動を観察するために面積を広くしている。また、観察室は二つの心理検査室兼相談室の間に配置し、マジックミラーで左右の部屋を観察できるように計画している。

- ・中央階段やエレベータで、発達障がい児以外の障がい児の利用や、手術の際の動線が重なることは無いか。
 - 2階の発達障がい外来への動線は、階段を主として使う。エレベータはその背後に配置し、動線の交錯を回避するとともに、スイッチを押すことに強いこだわりを持つような児からも見え難い位置となるよう配慮している。また、手術の際は、そのまま2階の病棟内にある術後観察用の病室に移ることになるためエレベータでの移動は生じない動線となっている。

- ・病棟内での療育を充実させるためには保育士の活用が必要ではないか。
 - 施設内での療育を充実させるうえで、夜間の配置を含め、看護師と連携して支援に携わる保育士の体制強化が重要である。また、発達障がい児の特性を理解して支援に携わるためのスキルアップも必要と考えている。さらに、病棟と同じフロア（2階）に病棟保育士の執務スペースとしての入園児支援室を設けるよう、設計上配慮している。

- ・施設規模が拡大することに伴う人員体制の考え方は。
 - 肢体不自由児・重症心身障がい児を含めた入所児の増加や、発達障がい専用の外

来の設置及び児童精神科常設による影響も考慮したうえで必要な人量を精査し、看護師を中心としたスタッフ確保に努めていく。

2 障がい福祉関係相談機関の再編と発達障がい支援センターのぞみの在り方について

○資料説明

資料2 岐阜県障がい者総合相談センター（仮称）施設整備について（案）

○質疑・意見交換

- ・発達障がい支援センターのぞみは、現在、児の対応でも手一杯な状況であり、成人期の支援を強化していくうえで、人員体制の強化が必要である。
- ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センターといった法律に基づく名称とは別に、利用者に配慮した馴染みやすい通称を検討していくことが必要である。
 - 発達障がい支援センターのぞみ（法律上は発達障害者支援センター）のような親しみやすい通称を、広く意見を聴きながら考えてまいりたい。
- ・「岐阜県障害者総合相談センター（総称）」の「総称」とはどういう意味か。
- ・身体、知的、精神、発達障がいの各相談機関を一元化し、ワンストップの窓口の開設するにあたり、組織体制はどのようなものになるのか。
 - 各相談所はそれぞれ法律に基づいて設置するものであり、それらの機関を一つの建物に集約していくという趣旨で、「総称」という表現を用いている。
 - 一元化後においても、各法律に基づく相談機関として独立した組織であることは変わらない。そのうえで管理部門を集約し、その中に総合窓口を設けるよう計画している。

3 平成25年度発達障がい児（者）の支援事業（案）

○資料説明

資料3 療育人材の育成確保策の進め方

○質疑・意見交換

（発達障がい支援従事者養成研修事業及び発達障がい者支援コンシェルジュ設置事業）

- ・養成事業のカリキュラムはどのようなものか。
 - まずは、来年1年間で研修を実施する。そのうえで、平成25年度の研修を受けた方が再来年度以降、中級研修、上級研修などステップアップ研修を受講する仕組みも今後検討していきたい。
- ・発達障がいに特化した就労支援とは具体的にどのような事か。支援の対象者は実際、どういう所に就労している事が多いのか。

→一般企業で働いている例が多い。発達障がい認知度の高まりにより、職場での問題についての相談が増えている。そのため、障がいの就労支援の窓口である障害者就業・生活支援センター（地域の社会福祉法人に委託）等に、相談員を配置する。

- ・どこにつまずいているのか、物事の捉え方の違いがどのようなものであるのかを理解しないと適切な支援はできない。新しく設置する相談者の養成においても、そのような視点がないと、支援者としての役割を果たしていけない。
- ・個々のケースに応じた社会参加の在り方を踏まえて、必要な支援を行うという観点が重要である。
- ・そういった視点を持って研修事業についても継続的に取り組んでいけば、コンシェルジュの設置事業も実を結ぶのではないかと思われる。

（発達障がい専門外来の在り方及び関連意見）

- ・現在の事業は児童を対象とした外来を開設するものであり、圏域によっては小児科に設置しているところもある。成人の専門外来設置についてどのように考えるか。成人期の相談者、知的な遅れの無い方、施設や在宅で生活中、重い症状の方、急に調子が悪くなったケースなど、様々なニーズがある。
- ・発達障がい支援センターのぞみの開所当初に児童だった相談者が中高生になってきている。そのような方については、一般の精神科を受診していただくことになる。また、これだけ発達障がい認知されてくると、どこで診断を受けられるのか、といった、成人の方からの電話による問い合わせも多くなってきている。
- ・児童生徒の6%前後に発達障がいの可能性があるとする調査結果もある。早期の支援とともに、大人になってから問題が顕在化するケースへの対応をシステムとして考えていかないといけない。
 - 県による補助によって専門外来を開設している現状に対し、広く診察を受けることができる医療機関を確保していくためには、根本的には診療報酬の問題であるため国に改善を要望していくことも検討する。
 - 希望が丘学園において発達障がい児の診療体制を強化することにより、あわせて成人期以降の医療機関・支援機関へのつなぎ方が次の課題となる。今後、学園で発達障がい児を診察いただいている先生方とも相談のうえ、検討を進めてまいりたい。

(以上)